

推進組織の開催状況

日 程	内 容		
2018 年 (平成 30 年)	6 月 13 日	○平成 30 年度第 1 回健康あおもり 21 専門委員会開催 ・計画の進捗状況について ・重点課題への取組について ・中間評価について	
	6 月 28 日	○平成 30 年度健康あおもり 21 推進本部幹事会開催 ・計画の推進について	
	7 月 2 日	○平成 30 年度健康あおもり 21 推進本部開催 ・計画の推進について	
	8 月 21 日	○第 1 回歯科部会開催	
	9 月 6 日	○第 1 回こころ・アルコール部会開催	・指標の達成状況 ・目標設定等の変更 ・施策の方向性の確認
	9 月 7 日	○第 1 回糖尿病・循環器病・がん・たばこ部会開催	
	9 月 14 日	○第 1 回栄養・運動部会開催	
	10 月 10 日	○平成 30 年度青森県健康寿命アップ推進会議開催 ・計画の推進について	
	10 月 15 日	○第 2 回こころ・アルコール部会開催	・目標設定等の変更 ・施策の方向性の確認
	10 月 18 日	○第 2 回歯科部会開催	
	10 月 19 日	○第 2 回栄養・運動部会開催	
10 月 22 日	○第 2 回糖尿病・循環器病・がん・たばこ部会開催		
11 月 21 日	○平成 30 年度第 2 回健康あおもり 21 専門委員会開催 ・中間評価に係る各部会での協議結果の検討		
2019 年 (平成 31 年)	1 月 21 日	■県議会環境厚生委員会におけるパブリック・コメント実施予定の報告	
	1 月 29 日	■計画改訂版案について、中間評価県議会環境厚生委員会委員、健康あおもり 21 専門委員会委員及び青森県健康寿命アップ推進会議委員へ意見照会	
	1 月 31 日 ～3 月 1 日	■計画改訂版案のパブリック・コメントの実施	
	3 月 13 日	○平成 30 年度第 3 回健康あおもり 21 専門委員会開催 ・パブリック・コメント意見への対応検討	
	4 月 3 日	○健康あおもり 21 推進本部 平成 31 年度第 1 回本部会議第 1 回開催 ・計画改訂版の決定・公表	

推進組織の構成員名簿等

健康あおもり 21 専門委員会設置要綱

(目的)

第1 本県の健康寿命の延伸に資するために策定される青森県健康増進計画「健康あおもり 21」の策定及び進捗状況の評価に係る提言を行うため、健康あおもり 21 専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の健康寿命に係る課題の整理に関すること。
- (2) 「健康あおもり 21」の策定及び進捗状況の評価に係る提言に関すること。

(委員)

第3 委員会は、別表 1 に掲げる者からなる委員で構成し、知事が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は 5 年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて青森県健康福祉部長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会長会議の設置)

第6 委員会に部会長会議を設置する。

- 2 部会長会議は、第 4 に規定する委員長、第 11 に規定する部会長及び別表 1 の 5 に掲げる者で構成する。

(部会長会議の所掌事項)

第7 部会長会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各部会間の総合調整に関すること。
- (2) 「健康あおもり 21」の策定及び進捗状況の評価に係る提言に関する総合調整に関すること。

(部会長会議の会議)

第8 部会長会議は、青森県健康福祉部長が招集する。

- 2 委員長は、部会長会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、部会長会議で検討した結果を委員会に報告しなければならない。

(部会の設置)

第9 委員会に専門の事項を協議するために次の部会を置き、それぞれの部会の担当する分野は別表2のとおりとする。

- (1) 栄養・運動部会
- (2) 糖尿病・循環器病・がん・たばこ部会
- (3) こころ・アルコール部会
- (4) 歯科部会

2 部会は、第3第1項の委員のうち、委員長が指定する者をもってそれぞれ構成するものとし、その構成については、別表2のとおりとする。

(部会の所掌事務)

第10 部会は、別表2に掲げる部会の担当分野について、第2に掲げる事項について検討整理する。

(部会長)

第11 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、それぞれの部会構成員の互選により定める。
- 3 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する委員がその職務を代理する。

(部会の会議等)

第12 部会の会議は、青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、部会において検討した結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第13 委員会の庶務は、青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課において行う。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月19日から施行する。

別表 1

委員の分野
<p>本県の健康寿命に係る課題の整理及び県健康増進計画の策定に係る提言及び評価に関する下記の医師及び学識経験者等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 栄養・運動領域の医師及び学識経験者並びに実践者 2 糖尿病・循環器病・がん・たばこ領域の医師及び学識経験者 3 こころ・アルコール領域の医師及び学識経験者 4 歯科領域の医師、歯科医師及び学識経験者 5 青森県保健所長会を代表する公衆衛生医師等

別表 2

部会名	部会の担当分野	委員の構成
栄養・運動部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 栄養・食生活に関する事項 2 身体活動・運動に関する事項 3 その他関連事項 	栄養・運動領域の医師及び学識経験者並びに実践者
糖尿病・循環器病・がん・たばこ部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 糖尿病に関する事項 2 循環器病に関する事項 3 がんに関すること 4 たばこに関する事項 5 その他関連事項 	糖尿病・循環器病・がん・たばこ領域の医師及び学識経験者
こころ・アルコール部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 休養・こころの健康づくりに関する事項 2 アルコールに関する事項 3 その他関連事項 	こころ・アルコール領域の医師及び学識経験者
歯科部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 歯の健康に関する事項 2 その他関連事項 	歯科領域の医師・歯科医師及び学識経験者

健康あおもり21専門委員会委員名簿

(任期：2017年(平成29年)11月9日～2022年11月8日)

部会	所属・役職名	氏名	備考
栄養・ 運動部会	学校法人弘前学院 弘前学院大学 学長	吉岡 利忠	委員長・部会長
	公益社団法人青森県医師会 常任理事	中村 涉	
	公立大学法人青森県立保健大学 理事	吉池 信男	
	公益社団法人青森県栄養士会 専務理事	浅利 由美子	
	NPO法人 日本健康運動指導士会青森県支部 事務局長	近藤 文俊	
糖尿病・ 循環器病・ がん・たばこ 部会	青森県立中央病院 院長	藤野 安弘	部会長
	弘前大学医学部附属病院 医療情報部 准教授	松坂 方士	
	工藤内科クリニック 院長	工藤 幹彦	
	青森県産婦人科医会 会長	蓮尾 豊	
	公益財団法人青森県総合健診センター 所長	下山 克	
	青森県市町村保健師活動協議会 会長	山内 淳子	
こころ・ アルコール 部会	一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院 院長	田崎 博一	部会長
	公益社団法人青森県医師会 常任理事	下田 肇	
	公立大学法人青森県立保健大学健康科学部 社会福祉学科長	大山 博史	
	津軽保健生活協同組合藤代健生病院 名誉院長	坂本 隆	
	青森県立精神保健福祉センター 所長	田中 治	
歯科部会	一般社団法人青森県歯科医師会 常務理事	村上 淳一	部会長
	一般社団法人青森県歯科医師会 理事	清藤 浩也	
	一般社団法人青森県歯科医師会 理事	工藤 淳治	
	公益社団法人青森県栄養士会 副会長	佐々木 裕美子	
	青森県歯科衛生士会 会長	石田 菜穂子	
青森県 保健所長会	東青地域県民局地域健康福祉部 保健総室長	武田 仁志	

健康あおもり21推進本部設置要綱

(目的)

第1 すべての県民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を目指して、県民の健康づくりに関する総合的な施策の推進を図るため、健康あおもり21推進本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民の健康づくりに関する施策の推進、連携及び調整に関すること。
- (2) その他県民の健康づくりに係る重要事項に関すること。

(組織)

第3 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充て、副本部長は健康福祉部を所管する副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に本部の会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は健康福祉部長をもって充て、副会長は、がん・生活習慣病対策課に係る事務を整理する健康福祉部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、幹事会を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が主宰する。
- 8 会長は、必要に応じて関係者に幹事会の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6 本部の庶務は、がん・生活習慣病対策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

別表第1（第3関係）

副知事（健康福祉部を所管しない副知事）
総務部長
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
危機管理局長
観光国際戦略局長
エネルギー総合対策局長
出納局長
東青地域県民局長
中南地域県民局長
三八地域県民局長
西北地域県民局長
上北地域県民局長
下北地域県民局長
病院事業管理者
教育長
警察本部長

別表第2（第5関係）

財政課長
人事課長
企画調整課長
県民生活文化課長
健康福祉政策課長
がん・生活習慣病対策課長
医療薬務課長
保健衛生課長
高齢福祉保険課長
こどもみらい課長
障害福祉課長
商工政策課長
農林水産政策課長
食の安心・安全推進課長
監理課長
防災危機管理課長
観光企画課長
エネルギー開発振興課長
会計管理課長
東青地域県民局地域連携部長
中南地域県民局地域連携部長
三八地域県民局地域連携部長
西北地域県民局地域連携部長
上北地域県民局地域連携部長
下北地域県民局地域連携部長
病院局運営部経営企画室長
教育庁教育政策課長
教育庁スポーツ健康課長
警察本部総務室総務事務推進課長

青森県健康寿命アップ推進会議設置要綱

(目的)

第1 すべての県民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を目指して、県民主体の健康づくり運動を推進し、本県の健康寿命に影響を与えている生活習慣病等による死亡率を改善させ、早世の減少と健康寿命の延伸を図るため、青森県健康寿命アップ推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、第1の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県民の健康づくり運動の推進に関すること。
- (2) 健康寿命の延伸に向けた具体的な方策の推進に関すること。

(組織)

第3 推進会議は会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、知事をもって充て、副会長は会長が委員の中から指名した者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる団体等から推薦された者をもって充てる。
- 4 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4 会長は、推進会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会議の議長は、出席者の互選により選出する。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 推進会議の庶務は、健康福祉部がん・生活習慣病対策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は平成24年6月21日から施行する。

別表

区分	団体等名
学識経験者	国立大学法人弘前大学
	公立大学法人青森県立保健大学
保健医療従事者	公益社団法人青森県医師会
	一般社団法人青森県歯科医師会
	一般社団法人青森県薬剤師会
	公益社団法人青森県看護協会
	公益社団法人青森県栄養士会
関係団体	青森県市長会
	青森県町村会
	青森県保険者協議会
	青森県地域婦人団体連合会
	青森県食生活改善推進員連絡協議会
	青森県保健協力員会等連絡協議会
	青森県農業協同組合中央会
	青森県漁業協同組合連合会
	青森県商工会連合会
	青森県商工会議所連合会
	青森県PTA連合会
	青森県私立幼稚園連合会
	NPO法人日本健康運動指導士会青森県支部
	青森県スポーツ推進委員協議会
	公益財団法人青森県総合健診センター
	一般社団法人青森県保育連合会
	公益財団法人青森県老人クラブ連合会
	一般社団法人青森県労働基準協会
行政機関	青森労働局

青森県健康寿命アップ推進会議委員名簿

(任期：2017年(平成29年)7月26日～2019年7月25日)

区分	団体名	委員	
		職	氏名
会長	青森県	知事	三村 申吾
学識経験者	弘前大学大学院医学研究科社会医学講座	特任教授	中路 重之
	公立大学法人青森県立保健大学健康科学部看護学科	教授	古川 照美
保健医療従事者	(公社)青森県医師会	常任理事	権 昭致
	(一社)青森県歯科医師会	副会長	長内 幸一
	(一社)青森県薬剤師会	副会長	磯木 雄之輔
	(公社)青森県看護協会	常務理事	大鰐 恭子
	(公社)青森県栄養士会	会長	齋藤 長徳
関係団体	青森県市長会	事務局長	嶋口 幸造
	青森県町村会	業務共済課長	吉本 知己
	青森県保険者協議会	事務局長	舛甚 悟
	青森県地域婦人団体連合会	会長	向井 麗子
	青森県食生活改善推進員連絡協議会	副会長	小林 博子
	青森県保健協力員会等連絡協議会	会長	小澤田 ひめ
	青森県農業協同組合中央会	農業対策部長	一戸 誠
	青森県漁業協同組合連合会	専務理事	熊木 正徳
	青森県商工会連合会	総務課長	井上 英治
	青森県商工会議所連合会	地域振興部長	鈴木 匡
	青森県PTA連合会	会長	外崎 浩司
	青森県高等学校PTA連合会	会長	中村 美津緒
	青森県私立幼稚園連合会	理事	照井 大観
	NPO 法人日本健康運動指導士会 青森県支部	支部長	西村 司
	青森県スポーツ推進委員協議会	会長	目澤 伸一
	(公財)青森県総合健診センター	総務部長	牧野 吉伸
	(一社)青森県保育連合会	給食部会長	高坂 覚
	(公財)青森県老人クラブ連合会	常務理事	西澤 正規
	(一社)青森県労働基準協会	専務理事	三浦 修一
	行政機関	青森労働局	健康安全課長